

令和2年12月2日

保護者の皆様

西条市教育委員会教育長 伊藤 隆志  
西条市立玉津小学校長 川又 勇人

市内で感染症が発生した場合の対応方針（公共施設関係）の変更について

令和2年11月29日（日）に第22回西条市新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、下記の通り対応方針が変わりましたのでお知らせします。

記

西条市内で感染症が発生した場合の対応方針（公共施設関係）

トリガー	対 応
・市内発生（市外居住で西条市関係者を含む）	<p><b>【小・中学校】</b> <u>児童生徒・教職員の感染が確認された場合、当該施設のみ臨時休業(部活含む。)</u>とし、安全が確認され次第、再開する。 <b>当該施設は、朝からの預かりもしない。</b></p> <p><b>【放課後児童クラブ】</b> 小学校に準じる。</p> <p><b>【幼稚園・保育所・こども園】</b> 原則開所とする。ただし、できる限り家庭での保育を求める。 <u>関係者の感染が確認された場合、当該施設のみ臨時閉所とし、安全が確認され次第、再開する。</u></p> <p><b>【その他の公共施設】</b> <u>原則開館とする。ただし、感染者が関係する施設、主に高齢者が利用する施設又はクラスター発生が危惧される施設等は、当該施設の判断により全部又は一部を休館とし、安全が確認され次第、再開する。</u></p>

【留意事項】 状況変化に応じ、対応変更の可能性あり。